

く国から地方へく

住民税が変わります

前回までに、大まかにではありますが、税制改正の内容をご説明しました。

今回は、年金所得者の税金についてお話しします。

●10月号のおさらい

前回の内容は、大部分のかたについては「住民税は高くなるけれども、その代わり所得税が安くなるので、税負担の総額は変わらない」ということでした。しかし、年金所得者と一部給与所得者にとっては、楽観できない状況が発生します。

●納付方法の違いに注意!

年金は2か月に一度、1年間に6回の支給です。このとき、皆さんが手にする年金は、既に所得税が天引きされた後の金額です。ややもすると、本人に納付の意識がないまま納税が済んでしまっています。

一方住民税は、6月に納税通知書が届き、その後4回に分けて納付することになります。

つまり、年金をもらう前に納税が済んでしまっている所得税が減って、年金をもらった後に

自分の財布から支払う住民税が増えることになってしまいます。

【例】(下表参照)

70歳で年金収入額年間230万円、扶養親族が68歳の妻のみの場合を例にとって見てみましょう。

◆改正前

所得税が3万4千円、住民税は2万6千円で、所得税は天引きされ、住民税は年金を受け取った後、年4回、1回6千円を支払ってきました。

◆改正後

所得税が1万7千円、住民税が4万3千円となり、住民税の1回の支払金額は、1万1千円、5千円の増となります。支払う税金の総額は変わりますが、負担が増えたと感じるかたも少なくないでしょう。

問合せ 税務課課係
☎62-1230 内線141



	改正前	改正後	増 減	1回の支払額の変化
所得税(国)	34,000円	17,000円	-17,000円	年6回(年金支給時) 約5,600円→約2,800円
住民税(県・町)	26,000円	43,000円	+17,000円	年4回(6・8・10・1月) 約6,000円→約11,000円
合計	56,000円	56,000円	± 0円	

※このコーナーでは、分かりやすいように、計算式・用語・特例などを単純化・省略して説明していますので、実際の税額などとは一致しない場合があります。

年金と税金

『扶養親族等申告書』の提出は

お済みですか?

老齢年金は税法上、「雑所得」として課税の対象になります。支払う年金から各種控除を行い、残りの額に一定率をかけた額が所得税となります。

各種控除を受けるためには、毎年11月中旬に社会保険業務センターから送られる、『扶養親族等申告書』の提出が必要です。配偶者や扶養親族がいなくても、期限内にこの申告書を

提出しない場合は、各種控除が受けられず、税金を多く徴収されてしまいますので、必ず期限内に提出してください。

なお、年金のほかに給与収入などがあり、諸控除を受けて源泉徴収されているときは、二重に控除は受けられません。

問合せ 秩父社会保険事務所
☎22-4425

社会保険業務センター

11月中旬



12月1日 まで

- 老齢年金受給者で、年金額が158万円(65歳未満の場合は108万円)以上のかた
 - 65歳以上の退職共済年金受給者で、かつ老齢基礎年金を受給している、退職共済年金額が80万円以上のかた
- ※年齢は、平成18年12月31日現在。

注) 障害年金や遺族年金を受けているかた、老齢年金の支給額が年額158万円(65歳未満108万円)未満のかたは、課税の対象外ですので『扶養親族等申告書』は送られません。